

## 「損害保険契約締結の媒介業務」参加要項

### 1. 趣旨

地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）に係る損害保険等について、民間保険会社との合理的、効率的な保険契約の締結を検討するにあたり、法人と保険会社との間で中立的な立場から媒介業務を行う保険仲買人を選定するため、企画提案を募集します。

### 2. 業務概要

- (1) 一般競争入札による保険会社の選定及び決定の支援
- (2) 保険会社との契約締結の媒介
- (3) 契約締結後の契約維持・管理における業務の代行
- (4) その他、上記に付随する業務（事故時のサポート等）

### 3. 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

### 4. 参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 保険仲立ち人として内閣総理大臣の登録を受けていること。
- (2) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号（※別紙「規則・条例」の条文を参照のこと）に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者ではないこと。
- (3) 地方独立行政法人大阪市博物館機構契約規則第14条（※別紙「規則・条例」の条文を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (4) 応募意思表示書提出日において、地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 応募意思表示書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (6) 過去3ヶ年の事業年度において、独立行政法人（国立大学法人を含む。以下同じ。）、地方独立行政法人（公立大学法人を含む。以下同じ。）、公設・民間試験研究機関（以下「研究機関」という。）における保険媒介業務の実績を有すること。

## 5. 参加要項等の内容についての質問の提出先及び回答

### (1) 質問の受付

文書（書式自由、但し規格はA4判）により行うものとし、質問の受付先まで送信すること。なお、文書には担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記するものとする。

#### ①質問の提出先

9. 提出先・問い合わせ先と同じ

#### ②質問の受付期間

令和3年7月14日から令和3年7月20日 午後3時まで

#### ③質問に対する回答

令和3年7月27日(予定)法人のホームページ上で公開するので各自確認すること。

## 6. 企画提案書等の作成および記載上の留意事項

### (1) 応募書類【各1部】

#### ① 応募意思表明書(様式1)

#### ② 保険仲立人の「登録済通知書」の写し

#### ③ 誓約書(様式5)

#### ④ 応募者の印鑑証明書、登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項証明書」のいずれかの全部事項証明書）の写し

※ 発行後3カ月以内のものに限ります。

#### ⑤ 最新の事業年度の国税並びに市町村税の納税証明書の写し

※ 発行後3カ月以内のものに限ります。

※参考 納税証明書について

《国税の納税証明書》

取得方法については、国税庁ホームページおよび応募者の現在の住所地（納税地）を所轄する税務署で確認すること。

・法人の場合「法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書」

（納税証明書「その3の3」）

・個人の場合「申告 所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書」（納税証明書「その3の2」）

《市町村税の納税証明書》

取得方法については、納税地の市町村に確認すること。応募する法人または個人（納税義務者）が納付・納入すべきすべての税目のうち、納期の到来している税目について、未納がないことを証明すること。

(2) 企画提案書類【原本1部 写7部】

企画提案書の様式は別添に示される通りとする。様式はすべてA4サイズとすること。  
注：正本と、その複写を合わせて7部作成すること。また、散逸等防止の為、提出書類はA4版にまとめ、1部ずつ紙ファイル等を利用し綴じること。但し副本の書類等には、提出者名を記入しないでください。

① 会社概要書（様式2）

② 実績報告書（様式3）

過去3ヶ年の事業年度において、独立行政法人（国立大学法人を含む。以下同じ。）、地方独立行政法人（公立大学法人を含む。以下同じ。）、公設・民間試験研究機関（以下「研究機関」という。）における保険媒介業務の実績を記載してください。特に、美術館・博物館等の契約実績がある場合は、優先的に記載してください。

③ 提案書（様式4）

(3) 企画提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書類に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。

(4) 提出方法

① 提出期限 応募書類：令和3年7月12日（月）17時必着

企画提案書：令和3年8月6日（金）17時必着

② 提出先 9. 提出先・問い合わせ先と同じ

③ 提出方法 郵送（書留郵便に限る。必着のこと。）

## 7. 企画提案書を特定するための審査基準

(1) 選定方法

保険仲介人の選定は、保険仲介人選定委員会が行います。なお、選定にあたっては、提出された書類に基づき、別紙「審査基準」により総合的に評価し、最も優れた提案者を選定します。審査は、非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。なお、委員会の委員は、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験等を有する外部のもので構成されます。

(2) 選定結果の通知

委員会終了後、評価点が最優秀提案事業者に結果を連絡いたします。また、選定結果を法人ホームページに掲載します。（電話等によるお問い合わせにはお答えできません。）

## 8. その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、企画提案書提出者の負担とする。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (4) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した配置予定担当者は、原則として変更できない。但し、人事異動、病気休暇、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (5) 契約書作成の要否  
要する。
- (6) 企画提案書の取扱い
  - ① 提出された企画提案書は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
  - ② 提出された企画提案書は、返却しない。
  - ③ 提出された企画提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
  - ④ 企画提案書は、本手続以外に参加希望者及び企画提案者に無断で使用することはない。但し、公平性、透明性および客観性を確保するために必要がある場合は、公表することがある。
- (7) 契約に当たっては、特定された企画提案書のすべてを採用するものではない。

## 9. 提出先・問い合わせ先

〒540-0008

大阪市中央区大手前4-1-32

地方独立行政法人大阪市博物館機構

事務局 総務課 契約担当

電話 06-6940-4330 FAX 06-6940-0551

**【当法人 各施設の所在地】**

機関名	所在地
法人事務局	大阪市中央区大手前4丁目1番32号
所管施設等	
大阪市立美術館	大阪市天王寺茶臼山1番82号
大阪市立自然史博物館	大阪市住吉区长居公園1番23号
大阪市立東洋陶磁美術館	大阪市北区中之島1丁目1番26号
大阪市立科学館	大阪市北区中之島4丁目2番1号
大阪歴史博物館	大阪市中央区大手前4丁目1番32号
大阪中之島美術館準備室	大阪市福島区野田1丁目1番86号

※大阪中之島美術館については、令和3年度中開館予定。

**【スケジュール】**

- 令和3年6月28日（月） 企画提案募集開始
- 7月12日（月） 参加応募締切
- 7月20日（火） 質問受付締切
- 8月6日（金） 企画提案提出締切
- 8月17日（火） 審査
- 8月18日（水） 選定結果通知